

実験動物の技術と応用 入門編 第三刷

- 法令等の改正に伴う記述の変更ならびに追加 -

【総論 1章 p.5 本文 16 行目～22 行目】(赤字下線に変更)

飼育下にある動物はさらに生涯飼育されることが原則である愛玩動物(家庭動物)や展示動物(動物園、サーカス等の動物)、生涯飼育を行わない産業動物や実験動物に分類される。そして、それぞれの動物ごとに基準が定められ、実験動物には「実験動物の飼養及び保管等に関する基準(実験動物の基準)」が適用される。動愛法は 1999 年に大幅な改訂があり、動物の適正な飼育や人への危害防止の規定に加え、動物の愛護や人と動物の共生の理念が明記された。

飼育下にある動物はさらに生涯飼育されることが原則である家庭動物(愛玩動物)や展示動物(動物園、ペットショップ等の動物)、生涯飼育を行わない産業動物や実験動物に分類される。そして、それぞれの動物ごとに基準が定められ、実験動物には「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(実験動物の基準)」が適用される。動愛法は 2005 年に大幅な改訂があり、動物実験および実験動物の福祉の理念である「3R」が盛り込まれた。

【総論 1章 p.5 下から 7 行目～最下行】(赤字下線に変更)

実験動物については、動愛法第 24 条で苦痛軽減や安楽死について規定されるとともに、実験動物の基準で実験動物や施設およびそれらの管理にかかわる者の定義、動物の導入にあたっての配慮、動物の健康や安全の保持、実験等の実施上の配慮や終了後の処置、動物による人への危害防止、動物の汚物等による生活環境の汚染防止等が規定されている。また、動物実験については、動愛法や実験動物の基準に示される原理・原則に従い、学会や大学等が定める動物実験指針に沿って自主自律的な規制により実施されている。

動物の福祉に配慮した実験動物の適正な管理は、法令である動愛法および実験動物の基準に基づき実施される。一方、動物実験の適正な実施については、関連省庁の基本指針および日本学会協議が定めた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に基づく各機関の自主管理体制によって進められる。具体的には、各機関内に動物実験委員会を設置し、動物実験計画の審査、実施結果の把握、教育訓練の実施、飼養保管施設の把握等が機関の長の責任下で実施される。

【総論 1章 p.5 図 1 - 1 中段最下の枠内】

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

【総論 1章 p.5 右欄 「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の差し替え】

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

- 第1 一般原則
- 第2 定義
- 第3 共通基準
 - 1 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 教育訓練等
 - 2 生活環境の保全
 - 3 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 逸走時の対応
 - (4) 緊急時の対応
 - 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
 - 5 実験動物の記録管理の適正化
 - 6 輸送時の取扱い
 - 7 施設廃止時の取扱い
- 第4 個別基準
 - 1 実験等を行う施設
 - 2 実験動物を生産する施設
- 第5 準用及び適用除外

【総論 1章 p.5 右欄 「動物の愛護」を削除し、新たに挿入】

関連省庁の基本指針

- ・ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）
 - ・ 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（厚生労働省通知）
 - ・ 農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（農林水産省通知）
-

【総論 1章 p.8 右欄 「特定外来生物」】(赤字下線に変更)

カニクイザル、アカゲザルは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、平成17年1月に特定外来生物に指定された。今後、飼養保管施設外への逃亡防止と個体管理が徹底され、輸入、売買、飼育の各段階で環境省への許可申請、届出などが必要となる予定である。

カニクイザル、アカゲザルは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、平成 17 年 1 月に特定外来生物に指定された。これにより、飼養保管施設外への逸走防止と個体管理が徹底され、輸入、売買、飼育の各段階で環境省への許可申請、届出などが必要となった。

【総論 1 章 p.9 15～21 行目】(赤字下線に変更)

遺伝子組換え生物は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の適用を受けることになった。これにより、従来の「組換え DNA 実験指針」の大部分が新たな省令（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第 2 種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令）に盛り込まれ、遺伝子組換え動物の拡散防止（逃亡防止）措置が法的に規制された。これに伴い、遺伝子改変マウス等を輸送する際には、輸送容器に表示が必要である。

遺伝子組換え生物は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」および「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第 2 種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」等により、拡散防止（逸走防止）措置の必要性が規定されている。実験動物として多用される遺伝子改変マウスの譲渡等の際には、宿主や組換え核酸の名称等の情報提供が義務付けられ、さらに輸送の際には輸送容器に表示が必要である。

【総論 1 章 p.9 右欄「麻醉薬 - 必要な手続き - 」（赤字下線を追加）

安楽死や…使用できる。また、ケタミンは麻薬に指定されたため、麻薬研究者としての許可が必要である。

【総論 1 章 p.10 15 行目、17 行目】

15 行目： 保管しなければならない。 保存しなければならない。

17 行目： 保管等に関する… 保存等に関する…

【総論 1 章 p.10 右欄「げっ歯類動物の輸入」】

4 行目： 始まる予定である。 始まった。

【総論 章 p.49 右欄 新たに挿入】

動物実験ガイドライン

日本学術会議は、搬入した動物について検疫・順化を行うことや、動物に関する情報提供を求めている。特に遺伝子組換え動物についての情報提供は法的に必須である。

【総論 章 p.60 右欄 新たに挿入】

動物実験ガイドライン

日本学術会議は、次の事項についてそれぞれの機関が規程を作成するよう求めている。飼育技術者も内容を確認しておこう。

第6 実験動物の飼養および保管

- 1 飼養および保管の基本
 - 2 ケージ内環境と飼育室の環境
 - 3 記録類の保存
-

【総論 章 p.66 右欄 新たに挿入】

動物実験ガイドライン

日本学術会議は、次の事項についてそれぞれの機関が規程を作成するよう求めている。飼育技術者も内容を確認しておこう。

第9 安全管理

- 1 危険因子の把握と取り扱い
 - 2 実験動物による危害等の防止
 - 3 実験動物の逸走時の対応
 - 4 緊急時の対応
 - 5 生活環境の保全
-

【総論 章 p.83 右欄 新たに挿入】

麻薬及び向精神薬取締法

塩酸ケタミンが麻薬に指定されたため、その使用に当たり麻薬施用者免許、麻薬金庫で保管して記録するなど厳重な管理が必要となった（平成19年1月1日施行）。

【各論 章 p.155 右欄 新たに挿入】

外来生物法

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法：平成 17 年 6 月 1 日施行）により、アカゲザル、カニクイザル、台湾ザルを飼育する場合は飼養等許可（環境省）を受けなければならなくなった。

【各論 章 p.157 右欄 新たに挿入】

感染症法

輸入サルを飼育する場合、飼育施設指定申請（環境省及び厚労省）が必要である。また、細菌性赤痢、エボラ出血熱、マールブルグ熱については獣医師による届出（所轄保健所）が必要になった（平成 16 年 10 月 1 日）。
